平成２５年（フ）第１２１６号
愛知県瀬戸市高根町２丁目41番地の１
債務者　達建こと　伊藤　達哉
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０２号
北九州市八幡西区萩原１丁目１番５―105号
債務者　江島　留夫
１　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６６２７号
大阪府茨木市目垣２丁目31番１号
債務者　代居　直美（旧姓田村）
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９３１号
大阪市都島区中野町３丁目２番17号
債務者　吉井　順成
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９６３号
大阪府豊中市新千里南町２丁目２番13―207号
債務者　南　　博士
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０５７号
大阪市浪速区浪速西３丁目１番２―604号
債務者　本山　百恵
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２８４号
大阪府八尾市本町３丁目５番26号
債務者　勢力まさみ
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７１１号
大阪市住吉区千躰２丁目７番17―901号
債務者　アシィカ絵理（旧姓谷口）
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７２７号
大阪府東大阪市岩田町６丁目６番３―303号
債務者　大岩　真美（旧姓古川）
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７４５号
大阪市住吉区長居東４丁目11番20号　第３ドムール長居803号
債務者　平川　博文
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７６９号
大阪府門真市大字三ツ島640番地の２　アーバン・ヨシダⅠ104号
債務者　井関　龍一
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７７２号
大阪市浪速区難波中１丁目４番７―305号
債務者　大谷　知代
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７７３号
大阪府門真市大池町29番25号　サンシャイン大池303号
債務者　谷口　　猛
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８３０号
大阪市淀川区西宮原１丁目３番１―309号
債務者　中井　明美
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９４０号
大阪府門真市舟田町11番８号
債務者　明田　正美
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９４１号
大阪府門真市舟田町11番８号
債務者　明田香代子
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９４８号
大阪市西淀川区歌島１丁目５番１号　ハイツペンギン202号室
債務者　大宮　真紀（旧姓長島）
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１３１号
名古屋市中川区東起町５丁目30番地の６
債務者　末永　麻衣
１　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部